





# 別紙

# 特別補償規程

## 第一章 補償金等の支払い（当社の支払責任）

第一条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときに、本章から第二項の規定により、別項第三号の法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金」といいます。）を支払います。

二 前項の傷害は、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を突然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

（用語の定義）

第三号の規定における企画旅行とは、標準旅行予約検索集裏面企画旅行契約約部第二条第一項及び第三条の企画旅行予約約部第二条第一項に定めることをいいます。

2. この規程において企画旅行参加中とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の乗送（宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の乗送（宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた旅行日程の行程が変更される場合において、乗送及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときには、乗送の予定日時から変更された日までの期間）をいいます。また、旅行者が乗送及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ない場合は、当該日（企画旅行参加中）と見なされます。

3. 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 一 乗車券、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- 二 前号の受付が行われない場合においては、最初の乗送（宿泊機関等）が開始した時
- 三 船舶であるときは、乗客が乗船し始まる飛行機搭機内における荷物検査等の完了時
- 四 船舶であるときは、乗客乗船の手続
- 五 鉄道であるときは、乗車の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
- 六 車両であるときは、乗車時
- 七 宿泊機関であるときは、当該施設への入館時
- 八 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

4. 第二項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 一 乗車券、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
- 二 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の乗送（宿泊機関等）が完了した時
- 三 船舶であるときは、乗客の乗り降が完了する飛行機搭機内からの退場時
- 四 船舶であるときは、下船時
- 五 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
- 六 車両であるときは、下車時
- 七 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
- 八 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

5. 一乗車券、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時  
二 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の乗送（宿泊機関等）が完了した時  
三 船舶であるときは、乗客の乗り降が完了する飛行機搭機内からの退場時  
四 船舶であるときは、下船時  
五 鉄道であるときは、乗車の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時  
六 車両であるときは、下車時  
七 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時  
八 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

## 第二章 補償金等を支払う場合

第三条 当社は、次の各号に定める事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払います。

- 一 旅行者の故意、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 二 死亡補償金を受け取るべき者の故意、ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受取らざるべき金額については、この限りではありません。
- 三 旅行者の自衛行為、犯罪行為又は闘争行為、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は酒に酔って正常な運転ができないうちである状態で自動車又は原動機付自転車運転を行っている間に生じた事故、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 五 旅行者が注意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 六 旅行者の痲痺、疾病又は心神喪失、ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 七 旅行者の妊娠、出産、産後、産後又は外科的手術その他の医療処置、ただし、当該補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- 八 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは監禁中に生じた事故
- 九 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事又は暴動（この場合には、暴動は多数の者の団体の行動によって、全国又は一部の地区において若しくは部分的若しくは部分的に発生し、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

十 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質若しくは汚染された物質（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害特性又はこれらの特性による事故  
十一 前二項の事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故  
十二 当社は、原因不明な嘔吐、頭痛、眩暈、耳鳴り、めまい（「むちうち症」）又は腰痛ほか異常状態のものに対しては、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払う場合一―其二）  
第四条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

- 一 地震、噴火又は津波
- 二 前号の事由に直接して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故（補償金等を支払う場合一―其三）

第五条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の旅行者が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合であれば、補償金等を支払いません。ただし、各号の旅行者が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中、同様の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

一 旅行者が別業種に就く目的を遂行している間に生じた傷害  
二 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）又は試験（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。）を行っている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車若しくはモーターボートを走らせている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていない場合を除きます。

三 航空運送事業者が路線定めた運行する航空機（定期便であるとは不定期便であるを問はず。）による航空運送を旅行者が経験している間に生じた傷害（補償金等を支払う場合一―其四）

第五条の二 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げられれば、当該傷害のある場合には、補償金等を支払う必要があります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受取らざるべき金額については、この限りではありません。

- 一 旅行費用、乗員乗客、旅行費用管理会社、旅行費用関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に暴力をふるっていると認められること
- 二 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を提供する等の関与をしていると認められること
- 三 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- 四 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

第六条 当社は、旅行者が第一号の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八十日以内死亡した場合は、旅行者一名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては二十五万五千円、国内旅行を目的とする企画旅行においては十五万五千円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者に対して、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

第七条 当社は、旅行者が第一号の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八日以上以後後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損を、かつ、同様の欠損が治った後のものをいいます。以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者一名につき、補償金額に別表第二の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

- 一 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から百八日を超えてなお治療を要する状態にあり、または、事故の日から百八十一日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

3. 別表第二の各号に掲げられない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関わり、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第二の各号の区分に準じ後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第二の（一）～（四）、（二）三）、（四）（四）及び（五）（二）に掲げる機能障害に至らない障害については、後遺障害補償金を支払いません。

四 同一事故により二種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、そのうち対前三項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第二の七、八及び九に規定する肢（脚及び手足）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一該二種以上の後遺障害は、補償金額の六十％をもって限度とします。

八. 前項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者一名に対して企画金額の六十％、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）  
第八条 当社は、旅行者が第一号の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することは平常の生活ができなくなり、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等の治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療を受けることをいいます。以下この条において同様とします。）を被る場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に代り、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
I 入院日数百八十日以上以上の傷害を被ったとき、四十万円  
II 入院日数九十日以上百八十日未満の傷害を被ったとき、二十万円  
III 入院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき、十万円  
IV 入院日数七日未満の傷害を被ったとき、四万円  
二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合  
I 入院日数九十日以上以上の傷害を被ったとき、二万円  
II 入院日数九十日以上百八十日未満の傷害を被ったとき、十万円  
III 入院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき、五万円  
IV 入院日数七日未満の傷害を被ったとき、二万円

2. 旅行者が入院しない場合においても、別表第三の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3. 当社は、旅行者一名に対して入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

## （通院見舞金の支払い）

第九条 当社は、旅行者が第一号の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事する

こと又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に近い、医師の治療を受けること（住診を含みます。以下この条において同様とします。））をした場合に於いて、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三十日以上となったときは、当該日数に代り、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- 一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
I 通院日数九十日以上以上の傷害を被ったとき、十万円  
II 通院日数七十日以上九十日未満の傷害を被ったとき、五万円  
III 通院日数三日以上十日未満の傷害を被ったとき、二万円  
IV 国内旅行を目的とする企画旅行の場合  
I 通院日数九十日以上以上の傷害を被ったとき、五万円  
II 通院日数七十日以上九十日未満の傷害を被ったとき、二万円  
III 通院日数九十日以上七十日未満の傷害を被ったとき、一万円

2. 旅行者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示により手術を常時実施した結果、平常の業務に従事することは平常の生活に支障が生じたときと当社が認めるときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3. 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治つたとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

4. 当社は、以下の傷害においても、事故の日から百八日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

- 五 当社は、旅行者一名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
- 六 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別

第十条 当社は、旅行者一名について入院日数及び通院日数がそれぞれ一日以上となった場合は、前二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（同様の場合には、第一号に掲げるもののみを支払います。）を支払います。

- 一 当該入院日数に当該入院見舞金を支払うべき期間中の中ものを除きます。）に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなすこと、
- 二 当該入院日数に当該入院見舞金を支払うべき期間中の中ものを除きます。）に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなすこと、

第十一条 旅行者が罹患する航空機若しくは船舶が航行不能となつてから、又は遭難してから三十日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶の航行不能となつた日又は遭難した日に、旅行者一人の傷害によって死亡したものと推定します。

（他の身体障害又は疾病の影響）  
第十二条 旅行者が第一号の傷害を被つたと既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第一号の傷害を被つたことその原因となつた事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により、第一号の傷害が重大となったときは、その影響をなかつた場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

## 第四章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

第十三条 旅行者が第一号の傷害を被つたときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に代り、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の身体治療若しくは死体の検査を求めることがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければなりません。

2. 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当時の関係しし事由により第一号の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から三十日以内に報告しなければなりません。

3. 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社が認めるときは、当社が認めるときは、前二項の規定に違反したとき又はその説明若しくは報告につき知りやうな事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（補償金等の請求）  
第十四条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の請求書と並び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- 一 旅行者の請求を受理する医師の診断書
- II 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の）の事故証明書
- III 旅行者の同意を得た医師の診断書
- IV 旅行者の同意を得ない場合には、第三号の事故証明書
- II 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の）の事故証明書
- III 旅行者の同意を得た医師の診断書
- IV 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
- IX 旅行者の同意を得ない場合には、第三号の事故証明書
- X 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の）の事故証明書
- XI 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の）の事故証明書
- XII 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の）の事故証明書
- XIII 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の）の事故証明書
- XIV 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の）の事故証明書

第十五条 当社が補償金等を支払った場合は、旅行者又はその相続人が旅行者の他の被害についていかなる請求に対してても請求を提出せず、当社に移転させます。

（代位）  
第十五条 当社が補償金等を支払った場合は、旅行者又はその相続人が旅行者の他の被害についていかなる請求に対してても請求を提出せず、当社に移転させます。

第十六条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその身の所有品（以下「持帰対象品」といいます。）に損害を被ったときに、本章の規定により、持帰対象品補償金（以下「損害補償金」といいます。）を支払います。（損害補償金を支払う場合一―其の一）

第十七条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- 一 旅行者の故意、ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 二 旅行者と世帯を同じうする親族の故意、ただし、旅行者が損害補償金を受け取る目的となつた場合は、この限りではありません。
- 三 旅行者の自衛行為、犯罪行為又は闘争行為、ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は酒に酔って正常な運転ができないうちである状態で自動車又は原動機付自転車運転を行っている間に生じた事故、ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 五 旅行者が注意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故、ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 六 経理学、機学、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使、ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてられた場合を除きます。
- 七 補償対象品の損壊。ただし、旅行者又はこれに代つて補償対象品を管理する者が相当の注意を払っていても発生し得なかつた損壊を除きます。
- 八 補償対象品の自然の消耗、さび、かび、変色、むしり食い、虫食い等
- 九 単なる外観の損壊であつて補償対象品の機能を支障をきたさない損害
- 十 補償対象品である液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
- 十一 補償対象品の置き忘れ又は紛失

第十八条 第一号第一項第九号から第十二号までに掲げる事由  
2. 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- 一 地震、噴火又は津波
- 二 前号の事由に直接して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故（損害補償金を支払う場合一―其二）

第十七条の二 当社は、旅行者が次の号に掲げられれば、当該事故がある場合には、損害補償金を支払う必要がなくなります。

- 一 反社会的勢力に該当すると認められること
- 二 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- 三 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- 四 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、またはその人の経営に実質的に関与していると認められること
- 五 その他反社会的勢力と社会的に批判されるべき関係を有していると認められること

（補償対象品及びその範囲）  
第十八条 補償対象品とは、旅行者が企画旅行参加中に持ち運ぶその身の所有品に限り、かつ、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

- 一 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
- 二 クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
- 三 積本、設計書、図案、機軸その他これらに準ずるもの（建築テープ、磁気ディスク、シーディー・ロム、フラッシュメモリーカード等の情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）を含む。）
- 四 船舶（マシーナボート及びボートを含みます。）、及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品
- 五 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
- 六 武器及び弾薬
- 七 動物及び植物

八.その他当社があらかじめ指定するもの

（損害補償金の支払い）  
第十九条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた日及びおける補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生前の状態に復するに必要な修繕費及び次条第三項の費用の合計額のうちいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。

2. 補償対象品の一部又は一対についての損害額が十万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を十万円とみなし、前項の規定を適用します。

3. 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき三千円をもつて限度とします。ただし、損害額が旅行者一名に対して一企画旅行につき三千円を超えるときは、当社は、損害補償金を支払いません。

（損害の防止等）  
第二十条 旅行者は、補償対象品について第十六条に規定する損害が発生したことを知るときは、その事項を旅行行わないしなければなりません。

一 損害の防止軽減を要すること

二 損害の程度、原因となつた事故の概要及び旅行者が損害を被つた補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。

三 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。

2. 当社は、旅行者が損害を被る前項第一号に違反したときは、違反軽減することができたことと認めらるる場合を除いては、損害補償金の額とみなし、同項第二号に違反したときは、損害補償金を支払わず、次に掲げる第三号の損害を減額したとき、取得すべき権利の行使によって受けることができたことと認めらるる場合を除いては、損害補償金の額とみなす。

3. 当社は、次に掲げる費用を支払います。

- 一 第一号に規定する損害の防止軽減のため必要と費用のうち当社が必要又は有益であつたと認められたもの
- 二 第一号第三号に規定する手続のために必要と費用（損害補償金の支払い）

第二十条 旅行者は、損害補償金を支払うべきときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書と並び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- 一 損害額を算出するための見積書の写し
- 二 補償対象品の損害の程度を証明する書類
- 三 その他当社が指定する書類

第二十一条 当社が損害補償金を支払うべき損害については、旅行者が第三者に対して損害補償金を請求する場合には、その損害補償金請求額が、当社が旅行者に支払うべき損害補償金の額の範囲内 ででなければなりません。

（保険契約がある場合）  
第二十二条 第十六条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することはありません。

## 別表第一（第五条第一号関係）

山岳登山用具（ツェгель、アイゼン、ザイル、ハンマー、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュール、ポプシ、スライスタイク、ハンダグライダ―描素 超軽量動力機（モーター）ハンダグライダ―、マイクロライト機、ウルトラライト機等）描素 ジャイロレーザ描素その他これらに類する危険な運動

## 別表第二（第七号第一項、第三項及び第四項関係）

一 眼の障害		
（一）両眼が失明したとき。		100%
（二）一 眼が失明したとき。		60%
（三）一 眼の矯正視力が〇・六以下となつたとき。		5%
（四）一 眼の視野率等		5%
（五）正常視野の割合の合計が六〇％以下となつた場合を含む。）となつたとき。		
二 耳の障害		
（一）両耳の聴力を全く失つたとき。		80%
（二）一 耳の聴力を全く失つたとき。		30%
（三）一 耳の聴力が五〇センチメートル以上は通常の話声を解せなとき。		5%
三 鼻の障害		
鼻の機能が著しく障害をきたすとき。		20%
四 その他、言語の障害		
（一）しゃべり又は言語の機能を全く失つたとき。		100%
（二）しゃべり又は言語の機能が著しく障害をきたすとき。		35%
（三）しゃべり又は言語の機能が障害をきたすとき。		15%
（四）歯（五本以上）の欠損を生じたとき。		5%
五 顔面		
（一）顔面（顔部、頸部をい。）の醜状		15%
（二）外顔に著しい醜状を残すとき。		3%
（三）顔面に醜状（顔面においては直径二センチメートルの瘢痕、長さ三センチメートルの線状痕状をいう。）を残すとき。		
六 手足の障害		
（一）腎柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。		40%
（二）腎柱に運動障害を残すとき。		30%
（三）腎柱に奇形を残すとき。		15%
七 腕（手関節以上をい。）、脚（足関節以上をい。）の障害		
（一）一腕又は一脚が失つたとき。		60%
（二）一腕又は一脚が三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く失つたとき。		50%
（三）一腕又は一脚の三大関節の中の一関節の機能を全く失つたとき。		35%
（四）一腕又は一脚の機能が障害を残すとき。		5%
八 手指の障害		
（一）一 手の母指を指関節（指節関節）以上で失つたとき。		20%
（二）一 手の母指の機能が著しく障害をきたすとき。		15%
（三）一 手の母指以外の手指（遠位指節関節）以上で失つたとき。		8%
（四）母指以外の一指（遠位指節関節）以上で失つたとき。		3%
（五）母指以外の一指の機能が著しく障害を残すとき。		
九 足指の障害		
（一）一 足の第一足指を趾関節（指節関節）以上で失つたとき。		10%
（二）一 足の第一足指の機能が著しく障害を残すとき。		10%
（三）一 足の第一足指以外の第一足指を趾節関節（遠位指節関節）以上で失つたとき。		8%
（四）一 足の第一足指以外の第一足指の機能が著しく障害を残すとき。		3%
十 その他身体の著しい傷害に起因する自傷を併発することができなとき。		100%

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。

注 第一号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該關節の中心線に近い部分を含みます。